令和６年２月１５日

坂戸市住宅政策課へ提出する申請書等に添付する

委任状への押印について

　坂戸市住宅政策課へ提出される下記法令に基づく申請書、届出書、報告書（以下、申請書等という。）において申請者以外の者による代理申請を行う場合において添付する委任されたことを証する書類（以下、委任状等という。）について、委任者及び受任者の押印について以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

（１）申請書等の根拠法令等

　・建築基準法（坂戸市建築基準法施行細則）

　　・長期優良住宅の普及の促進に関する法律

（坂戸市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則）

　　・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

　　　（坂戸市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則）

　　・都市の低炭素化の促進に関する法律

（坂戸市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則）

　　・建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律

　　・埼玉県屋外広告物条例

（２）委任状等への押印について

|  |
| --- |
| 委任状への押印については、原則不要としますが、申請者以外の者による申請等の場合には、委任状等の添付をお願いします。委任状等への委任者の押印については、委任者受任者間でのトラブル防止のため双方で委任する内容も含め、押印の有無を協議し、委任内容を記載した委任状等の原本またはその写しを提出するようお願いします。※申請内容の訂正を誰が行ったのか明らかにしたい場合は、訂正印に使用する印鑑を押印したものが望ましい。 |

坂戸市役所 住宅政策課 建築指導係

℡：０４９－２８３－１３３１（内線545）